

2 大洲市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 改定の背景

大洲市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県が策定する「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）」を踏まえて策定するものです。

令和4年度の感染症法等改正により、国、県が行動計画を改定したことを踏まえて、市行動計画を改定するものです。

2 計画の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保します
- 流行ピーク時の患者数を減らし、医療体制への負荷を軽減します
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします

2 市民生活に及ぼす影響を最小限にする

- 感染拡大防止と社会活動のバランスを考慮した対策の切り替えを円滑に行います
- 医療の提供や市民生活に寄与する重要業務の維持に努めます

3 行動計画の対策項目（7項目）の概要

1 実施体制

発生段階ごとの実施体制と関係機関間の連携体制について記載しています

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

新型インフルエンザ等に関する情報を事業者や住民へ適切に提供することとし、平時および有事の情報収集、提供方法、リスクコミュニケーションの実施について記載しています

3 まん延防止

市が実施するまん延防止措置について記載しています

4 ワクチン

市民に対する予防接種を行うための体制整備や実施方法について記載しています

新

5 保健

関係機関（県・医療機関等）と連携した感染症対応業務について記載しています

新

6 物資

生活環境の保全や住民の生活について、有事に必要な感染症対策物資や資材の備蓄について記載しています

新

7 市民生活と地域経済

生活環境の保全や住民の生活について、新型インフルエンザ等対策の実施や事業継続による市民生活および地域経済の安定確保に関する措置について記載しています

新

改定により新規に追加